

大学ネットワークふくおか 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大学ネットワークふくおか（以下「大学ネット」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会則は、学校教育法による大学及び大学院（以下「大学等」という。）、民間事業者及び福岡市相互の連携・交流を促進することにより、福岡都市圏の大学等及び圏域の魅力と活動内容等に関する情報の全国及び世界への発信を図り、もって教育研究の発展及び活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 大学ネットは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大学連携に関すること。
- (2) 学生活動の活性化に関すること。
- (3) 地域・産学官連携の推進に関すること。
- (4) 情報発信に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は、その内容ごとに次の区分で実施する。

- (1) 一般事業 すべての正会員で実施する事業
- (2) 特別事業 希望する会員で実施する事業
- (3) 研究・検討事業 新たな事業の必要性及び可能性についての具体的研究・検討をする事業

第2章 会員

(種類)

第4条 大学ネットの会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同して大学ネットに入会した大学等（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市又は糸島市（以下「福岡都市圏」という。）の区域内に、主たる事務所又は専用の教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）を備えた校舎を有するものに限る。以下「事務所等」という。）、福岡市及び経済団体
- (2) 賛助会員 大学ネットの事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第5条 大学ネットに入会を希望する者は、幹事会の承認を得て入会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、大学ネットの会員となることはできない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 法人でその役員のうち前号の暴力団員に該当する者のあるもの
- (3) 暴力団員又は暴力団（暴対法第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会長に退会を届け出て、当該届出に係る退会日が到来したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 大学ネットが解散したとき。

(会費)

第7条 正会員ごとの年会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等
 - ア 学生数（年会費を納入するその年の前年度の5月1日現在における福岡都市圏の事務所等に通学する学生の総数をいう。以下同じ。）が1,000人未満の者 10万円
 - イ 学生数が1,000人以上5,000人未満の者 20万円
 - ウ 学生数が5,000人以上の者 50万円
 - (2) 福岡市 大学等の会費の合計額
 - (3) 経済団体 70万円
- 2 賛助会員は、資金の供給、専門家の派遣、広告又は宣伝を行う業務の提供その他の支援を行うものとする。
- 3 第41条に規定する事務局の運営に要する費用は、福岡市が負担する。

(退会)

第8条 会員は、退会を希望する日の1月前に当たる日以前に会長に届け出ることにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の過半数の議決をもって、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき
 - (2) 第5条第2項各号に該当する者であることが判明したとき。
 - (3) 大学ネットの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 会議

第1節 総会

(会議)

第11条 大学ネットの会議は、総会、幹事会、実行委員会及び学生会議とする。

(設置)

第12条 大学ネットの意思決定機関として、総会を置く。

(委員)

第13条 正会員の代表者が総会の委員となるものとする。

(役員)

第14条 総会に次の役員を置く。ただし、各号に掲げる者は、当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会が、その議決をもって選任する。

(役員の仕事及び権限)

第15条 会長は、大学ネットを代表し、及びその業務を総理する。

- 2 会長は、総会の議事を整理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 大学ネットの会計監査に関すること。
 - (2) 前号の規定による監査により、違法、著しく不当な行為又はこの会則に違反する事実を発見した場合において、これを総会に報告すること。
- 5 監事は、大学ネットの会計について、会長若しくは副会長に意見を述べ、又は会長に対し総会の開催を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の委員の仕事は、それぞれ前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることが出来る。
- 3 役員は、解任後又は任期満了後も後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(欠員補充)

第17条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 総会は、その選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を、解任することが出来る。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないとき。

(報酬)

第19条 役員には、報酬を支給しない。

(招集等)

第20条 総会は、毎事業年度に1回、会長が招集する。ただし、会長が欠けているときは、副会長が招集することが出来る。

- 2 前項のほか、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時の総会を招集することができる。
 - (1) 幹事会から総会開催の請求があったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。
- 3 会長は、正会員の総数の3分の2以上の者又は監事から総会開催の請求があったときは、当該請求があった日から60日以内に前項の総会を招集しなければならない。
- 4 会長は、総会を招集しようとするときは、開催の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールその他のインターネットを通じた方法（以下「書面等」という。）により、開催日の5日前までに委員に通知しなければならない。

（総会の議決事項）

第21条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) この会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任、解任及び職務内容の決定
- (6) その他大学ネットの重要事項

（定足数）

第22条 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第23条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（表決権等）

第24条 各委員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、第21条第1号及び第3号から第6号（第40条に基づく事項を除く。）に掲げる事項については、書面等で、又は代理人（委員に限る。）によって表決をすることができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、第22条、第23条、第25条第3項第2号、第38条及び第39条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 緊急を要する事項については、会長は、各委員に対し、書面等による表決を求めることができる。この場合において、全ての委員が書面等により表決をしたときは、当該事項について総会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 総会が開催された日時及び場所
 - (2) 委員総数、出席者数、書面等による表決者数及び代理人による表決者数

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果

第2節 幹事会

(設置)

第26条 総会に幹事会を置き、次項の幹事で構成する。

- 2 正会員は、それぞれ別表に掲げる数の幹事の指名を行うものとする。

(議決)

第27条 次に掲げる事項は、幹事会の議決を経なければならない。

- (1) 第20条第2項第1号の請求に関する事。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (3) 実行委員会及び学生会議に関する事。
- (4) 総会の議決を要しない事項の執行に関する事。

(役員)

第28条 幹事会に、幹事会長及び副幹事会長を置き、それぞれ幹事の互選により選任する。

- 2 幹事会長は、幹事会の事務を掌理する。
- 3 副幹事会長は、幹事会長を補佐し、幹事会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(招集等)

第29条 幹事会は、幹事会長が招集する。ただし、幹事会長が欠けているときは、副幹事会長が招集することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、過半数の幹事から招集の目的及び議案を示して請求がある場合は、幹事会長は、幹事会を招集しなければならない。
- 3 幹事会の会議については、第20条第4項、第22条、第23条、第24条(第3項を除く。)及び第25条の規定を準用する。

第3節 実行委員会及び学生会議

(実行委員会)

第30条 幹事会は、その任務の遂行上必要と認めるときは、実行委員会を附置することができる。

- 2 実行委員会の組織及び運営方法について必要な事項は、幹事会が別に定める。
- 3 実行委員会は、毎年、その活動状況を幹事会に報告するものとする。

(学生会議)

第31条 幹事会に学生会議を置き、正会員の大学等の学生であつて幹事会が指名するもので構成する。

- 2 学生会議の組織及び運営方法について必要な事項は、幹事会が別に定める。
- 3 学生会議は、幹事会の要請に応じ、必要な事項を審議する。

第4章 事業計画及び財務

(収入)

第32条 大学ネットの経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

(資産の管理)

第33条 大学ネットの資産は、会長が管理する。

(事業計画及び予算)

第34条 大学ネットの事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が調製し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 会長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 大学ネットの事業報告書及びこれに伴う収支決算は、毎事業年度ごとに会長が調製し、監事の監査を受けて総会の議決を経なければならない。

- 2 毎会計年度の支出予算における支出残額は、翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度及び会計年度)

第37条 大学ネットの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第38条 この会則を変更しようとするときは、総会に出席した委員の3分の2以上の多数の同意による総会議決を要する。

第6章 解散

(解散)

第39条 大学ネットを解散するときは、総会に出席した委員の4分の3以上の多数の同意による総会議決を要する。

(残余財産の処分)

第40条 解散のときに存する残余財産は、総会において、出席した委員の4分の3以上の多数による議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第41条 大学ネットの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市経済観光文化局創業・立地推進部創業・大学連携課内に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、福岡市経済観光文化局創業・立地推進部長をもって充てる。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

第8章 雑則

(委任)

第42条 この会則に定めるもののほか、大学ネット運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年4月24日から施行する。

別表（第26条関係）

正会員	幹事推薦数
九州産業大学	1人
九州大学	1人
久留米大学	1人
国際医療福祉大学	1人
純真学園大学	1人
西南学院大学	1人
第一薬科大学	1人
筑紫女学園大学	1人
中村学園大学	1人
日本経済大学	1人
日本赤十字九州国際看護大学	1人
福岡看護大学	1人
福岡教育大学	1人
福岡工業大学	1人
福岡歯科大学	1人
福岡女学院看護大学	1人
福岡女学院大学	1人
福岡女子大学	1人
福岡大学	1人
福岡商工会議所	1人
福岡市	1人